

「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年3月2日掲載)

NO. 14 <地域福祉の推進等> 「①矯正施設退所者の地域生活定着支援について」(社会・援護局)

＝厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である＝

<構成>

・本文

・別紙：「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」の概要

○矯正施設(刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院)退所者のうち, 高齢又は障害を有する者については, 福祉的支援が必要であるにもかかわらず, 過去に必要とする福祉サービス等を受けてきていない人が少なくなく, 親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者, 障害者も数多く存在することが明らかになっている。

○このため, 平成21年度から「地域生活定着支援事業」を実施し, 矯正施設に入所中の段階から, 福祉サービス等につながる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している。

○矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は, 全国に分布するため, 地域生活定着支援センターが, その役割を果たすためには, 全都道府県に設置し, 全国的なネットワークを築き, 対応する必要がある。現在未設置の都県におかれては, 事業の実施について積極的に御検討いただき, 平成23年度中の設置をお願いしたい。

【地域生活定着支援センターの事業】

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき, 矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

前記のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して, 処遇上の助言等を行う。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者の福祉サービス等の利用に関して, 本人又はその関係者からの相談に応じて, 助言その他必要な支援を行う。

(参考)

1 地域生活定着支援センター整備状況

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

- 平成21年度に開設11県
- 平成22年度に開設26道府県(平成22年末現在)
- 合計37道府県(平成22年末現在)

2 平成23年度予算案の概要

- 予算案:セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数
- 実施主体:都道府県(社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可)
- 補助率:定額(10/10相当)
- 1か所当たり事業費:1,700万円(12か月分の所要額)

(内訳)

- ①体制費人件費(4名)・・・社会福祉士などを配置
- ②活動事務費活動旅費, 機器等借料, 通信運搬費, 消耗品費, 関係機関打合せ会議経費等

【別紙】

「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kyouseishisetsu.html>

(参考・引用: 2010 年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)